

科学技術イノベーション政策推進専門調査会

の設置等について

平成23年8月11日

総合科学技術会議

平成25年9月13日

一部改正

平成26年5月23日

一部改正 総合科学技術・イノベーション会議

1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に科学技術イノベーション政
策推進専門調査会を設置する。

科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第4期科学技
術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、中長期的な觀
点から、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項につい
て調査・検討を行う。

2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に、科学技術に関する基本的
な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置
くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。